

宜野湾市監査委員告示第6号

地方自治法第199条第4項の規定により定期監査の結果について、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり公表する。

令和元年7月8日

宜野湾市監査委員  
宮 城 豊 信  
呉 屋 等

- 1 監査の期間  
令和元年6月3日から令和元年7月8日まで
- 2 監査の対象  
上下水道局  
・総務企画課・業務サービス課・水道施設課・下水道施設課
- 3 監査の範囲  
財務に関する事務の執行  
・平成30年度の契約関係文書  
・補助金関係文書  
・備品等
- 4 監査の結果について  
今回の定期監査については、契約事務を重点に実施した。一連の事務については、おおむね適正に執行されているが、次のような不備があったので改善していただきたい。

## 【上下水道局】

### ○総務企画課

- 1 宜野湾市第二庁舎（上下水道・教育棟）増築及び改修基本計画策定業務について  
当該契約は、積算根拠が明確でないまま予定価格を設定している。市上下水道事業契約事務規程第6条第2項に則り適正な事務処理に努められたい。
- 2 契約保証金について
  - (1) 市上下水道事業契約事務規程第27条第2項第8号を適用し契約保証金を免除しているが、契約を履行しないおそれがないと認められる具体的根拠が示されていないものが見受けられる。適正な事務処理に努められたい。
  - (2) 市上下水道事業契約事務規程27条第2項第11号を適用し契約保証金を免除しているが、管理者が契約保証金を納付させる必要がないと認める具体的根拠が示されていない。適正な事務処理に努められたい。
- 3 入札保証金の免除について  
市上下水道事業契約事務規程第9条第1項第3号により、入札保証金を免除しているが、管理者が必要と認める具体的理由が示されていないものが見受けられる。適正な事務処理に努められたい。
- 4 課税事業者届出書について  
平成30年度量水器購入単価契約の課税事業者届出書の課税期間に錯誤がみられる。適正な事務処理に努められたい。

### ○業務サービス課

- 水道料金調定・財政会計システム連動プログラム改修業務契約について  
当該契約は、公営企業法施行令第21条の14第1項第2号を適用し随意契約としているが、適用した号に錯誤がみられる。適正な事務処理に努められたい。

## ○水道施設課

### 1 契約書等で定められた提出書類について

配水管改良工事に係る契約について、契約書で提出を定められた書類の添付がないものが見受けられる。適正な事務処理に努められたい。

### 2 契約保証金の免除について

市上下水道事業契約事務規程第27条第2項第8号を適用し契約保証金を免除しているが、契約を履行しないおそれがないと認められる具体的根拠が示されていないものが見受けられる。適正な事務処理に努められたい。

## ○下水道施設課

### 1 契約保証金の免除について

市上下水道事業契約事務規程第27条第2項第8号を適用し契約保証金を免除しているが、契約を履行しないおそれがないと認められる具体的根拠が示されていないものが見受けられる。適正な事務処理に努められたい。

### 2 下水道施設維持管理業務委託（4、5月随契分）について

当該契約は、積算根拠が明確でないまま予定価格を設定している。市上下水道事業契約事務規程第6条第2項に則り適正な事務処理に努められたい。